ディップ株式会社
湧別漁業協同組合
常呂漁業協同組合
有限会社宇田ミート
渡辺パイプ株式会社
マルスイホールディングス株式会社
伸和コントロールズ株式会社
パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社
トヨタすまいるライフ株式会社
株式会社ＣＰＡ　Ａｌｌｉａｎｃｅ
播州信用金庫
岐阜電力株式会社
野村アセットマネジメント株式会社
株式会社アンビションＤＸホールディングス
褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）
株式会社アイ工務店
大東建託株式会社
褒章条例第二条により褒状二枚を授ける（各通）
株式会社大塚商会
褒章条例第二条により褒状三枚を授ける

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年十一月二十二日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故岩井薫遺族　岩井　一雄
故高谷岩男遺族　山岸　洋子
故古川聰惠遺族　藤田　尚徳
故山本道雄遺族　山本　康平
故高木真理子遺族　海津　隆哉
故石川たけ遺族　石川　潤

褒章条例第六条により褒状を授ける（各通）

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年十一月二十二日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故梅田輝世遺族　高橋　幸
故大谷なほみ遺族　平田　初子
故根本久美子遺族　松本惠美子

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける（各通）

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月八日　　関東地方整備局長　橋本　雅道

㈠　道路の種類	一般国道
㈡　路線名	四号
㈢　占用を制限する区域	栃木県那須郡那須町大字豊原乙字川東二九八五番１から同町大字豊原乙字道西六一六番一まで
㈣　制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤　占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥　占用の制限の開始の期日	令和七年十二月九日
㈦　図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

北海道開発局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月八日　　北海道開発局長　遠藤　達哉

㈠　道路の種類	一般国道
㈡　路線名	三百三十四号
㈢　占用を制限する区域	北海道斜里郡小清水町字神浦二二五番一から網走市字栄三一二番一まで
㈣　制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。
㈤　占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥　占用の制限の開始の期日	令和七年十二月八日
㈦　図面縦覧場所	北海道開発局及び同局網走開発建設部

労働

船員の特定最低賃金の改正に係る交通政策審議会の意見に関する公示

国土交通省最低賃金公示第５号

交通政策審議会から全国内航鋼船運航業最低賃金（平成８年運輸省最低賃金公示第５号）、海上旅客運送業最低賃金（平成８年運輸省最低賃金公示第６号）及び漁業（かつお・まぐろ）最低賃金公示第６号）及び漁業（かつお・まぐろ）最低賃金公示第４号）の改正について答申があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

答申による意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に国土交通省海事局船員政策課「郵便番号100－8918東京都千代田区霞が関二丁目１番３号」あて提出されたい。

令和７年12月８日

国土交通大臣　金子　恭之

交通政策審議会の意見（要旨）

１．全国内航鋼船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、それぞれ、職員「267,950円」を「276,450円」に、ただし書の課程修了後の勤務期間が一定の期間に満たない職員「251,500円」を「260,000円」に、部員「209,350円」を「217,850円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「200,050円」を「208,550円」に改正することが適当である。

２．海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、それぞれ、職員（事務部職員を除く。）「264,750円」を「273,250円」に、事務部職員「209,750円」を「218,250円」に、部員「201,900円」を「210,400円」に改正することが適当である。

３．漁業（かつお・まぐろ）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、１人歩船員「213,300円」を「224,000円」に改正することが適当である。

国家試験

第58回核燃料取扱主任者試験の施行

第58回核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第20号）第２条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年12月８日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介